

青森県受動喫煙防止条例の骨子案について

《主な項目》

※ 以下、健康増進法を「法」という。

区分	規定内容	備考	論点項目
<p>目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受動喫煙防止の取組を推進し県民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。 ・ 県民すべてが、受動喫煙による健康への影響について理解し、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い子どもや妊産婦に特に配慮し、受動喫煙の防止に主体的に取り組む必要がある。 ・ 法に定める受動喫煙を防止するための措置のほか、本県における必要な措置の推進を図る。 			
定義		法に定める規定を引用等	
喫煙	法第28条第2号に規定する喫煙をいう。 (人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙を発生させること)		
受動喫煙	法第28条第3号に規定する受動喫煙をいう。 (人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)		
事業者等	施設を設けて事業を営む者(事業者)及び施設等の管理について権原を有する者(管理権原者)をいう。		
保護者	親権を行う者、未成年後見人その他の者で、二十歳未満の者を現に監護する者をいう。		
第一種施設	法第28条第5号に規定する施設をいう。 (多数の者が利用する施設のうち、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設等)		
特定屋外喫煙場所	法第28条第13号に規定する特定屋外喫煙場所をいう。 (第一種施設の屋外の場所の一部で、区画され、受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所)		
… など			

【 資料 4 】

区 分	規 定 内 容	備 考	論 点 項 目
責 務		法の内容を踏まえ 規定	
県	<ul style="list-style-type: none"> ・受動喫煙の防止の推進に必要な施策を講ずるものとする。 ・受動喫煙の防止に関する必要な施策について、県民、市町村、事業者等と連携、協力するよう努める。 		
県 民	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙をする際、受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。 ・すべての県民は、子どもや妊産婦に対して受動喫煙を生じさせないよう、子どもや妊産婦が利用するあらゆる場所において、周囲の状況に特に配慮しなければならない。 ・保護者は、その監督保護に係る20歳未満の者に対し、受動喫煙による健康への影響を未然に防止するよう特に配慮しなければならない。 	子どもや妊産婦への受動喫煙の防止について規定	① ②
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者等は、その使用又は管理する施設において、受動喫煙を防止するために必要な環境の整備に取り組むよう努めなければならない。 ・喫煙可能な場所を設置するときは、受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう、特に配慮しなければならない。 ・特に、第1種施設のうち、次に掲げる施設については、子どもや妊産婦に配慮するため、特定屋外喫煙場所を設けないよう努めなければならない。 幼稚園、小・中・高等学校、 特別支援学校、高等専門学校、 保育所、認定こども園、 児童福祉施設等 病院、診療所、歯科診療所、助産所 	努力規定 (▲印)とする施設について規定	